賠償責任保険	・自転車で走行中，歩行者にぶつかりケガをさせた。 ・買い物中，誤って商品を壊してしまった。 ・アパートで水漏れを起こし，階下のお宅の家具を汚してしまった。	日常生活に起因する偶然な事故や，居住住宅及びその敷地内の動産の所有，使用又は管理に起因する偶然な事故によって，他人にけがをさせたり，他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合。	個人賠償（傷害保険の特約として付帯）	争訟，弁護士費用の支払いについては，条件が適用される場合がある。また，その支出にあたっては，事前に保険会社の承認が必要。
	・自転車運転中に他人にケガをさせた。	日常生活や住宅の管理不備等に起因する偶然な事故により，他人にけが等をさせたり，他人の物を壊したりした場合。	個人賠償（建物・家財保険の特約として付帯）	弁護士等への委任や法律相談及び弁護士等への費用の支払いに際して，事前に保険会社への連絡が必要。 弁護士等への報酬を負担した場合は，保険会社が別途定める上限額の範囲内で保険金が支払われる。
	・海外旅行中に誤って他人にケガをさせた。 ・他人の物を壊すなどして損害を与えた。	事故により，被保険者が他人の身体の障害又は他人の財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担する場合。	国内旅行保険	保険会社の承認を得て支出した訴訟費用，弁護士報酬又は仲裁・和解・調停に要した費用など。
	・契約している動物が日本国内において他人や他の動物に噛みついたりすること等によってけが等の身体障害を負わせた。	家庭動物の行為に起因して，日本国内において生じた偶然な事故により，他人の身体の障害又は他人の財物の損壊について，被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合。	ペット賠償責任	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用，弁護士報酬等。ただし，1回の事故につき保険証券等記載の支払限度額あり。
	・野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与えた。 ・子ども会の行事で海水浴をしている間に，子どもがおぼれて亡くなり，指導者が管理上の賠償責任を負った。 ・団体活動への往復中，自転車で過って通行人とぶつかりケガをさせた。	被保険者が日本国内で行う団体での活動中及び往復中に，又はそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して，他人にケガをさせたり，他人の物を壊したことによって，法律上の損害賠償責任を負った場合。	スポーツ賠償保険	指定保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用。争訟費用については原則としてその全額が保険金支払対象となるが，損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は，「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金が支払われる。

被害者でも加害者でも	自動車事故，自転車事故，火災，水漏れ，スポーツ等接触事故，突発的な物損	偶発的に発生する法的トラブルにおいて，弁護士に支払う法律相談料と弁護士費用。	単独型弁護士費用保険	法律相談料（年間10万円まで），弁護士着手金，手数料，報酬金，実費等，時間制報酬を支払い（300万円迄）
	欠陥住宅，近隣問題，遺産相続，離婚，リストラ，医療過誤など	偶発事故外の法的トラブル（一般事件）において，弁護士に支払う法律相談料と弁護士費用		法律相談料（年間10万円まで），弁護士着手金，手数料，時間制報酬の一部を支払い（100万円迄）免責5万円。 ケースによっては法律相談料のみ。

留意事項

※ この表は，個人向けの保険のうち，基本契約又は特約に基づき法律相談費用・弁護士費用等が保険から支払われるものについて，研究を目的として調査し，その一部を取りまとめたものです。

※ 現在販売されている個人向け保険のうち，法律相談費用・弁護士費用等が保険から支払われるものは，上記の表に限定されるものではありません。

※ この表は，平成29年4月時点において，各保険会社のホームページ等で公表されている資料に基づき整理されたものであって，実際の保険金額や支払い条件は，保険契約時期，保険内容及び対象事故内容等によって異なるほか，各保険の約款によります。